


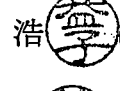



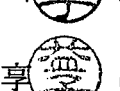
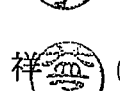





平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件
原告 崔 鳳泰 外10名
被告 国

証 拠 説 明 書 (1)

平成20年12月17日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

控訴人指定代理人	福	光	洋	
	益	子	浩	
	山	田	重	夫  (代)
	和	田	幸	浩  (代)
	山	本	文	士  (代)
	長	尾	成	敏  (代)
	阿	部	録	明  (代)
	田	留	章	平  (代)
	清	水		享  (代)
	大	野		祥  (代)
	小	川		伸  (代)
	武	田	善	憲  (代)

略語等は、答弁書の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	立 証 趣 旨
乙第1号証 の1	平成20年5月2日付け情報公開第01104号 行政文書の開示請求に係る決定について(通知) (外務省大臣官房 総務課情報公開室)	写 し	H20.5.2	平成20年5月2日付け情報公開第01104号で行った決定を平成20年5月26日付け通知書で変更したのは、文書525に関する決定のみであること。
乙第1号証 の2	平成20年5月26日付け情報公開第01104号 行政文書の開示請求に係る決定の変更について(通知) (情報公開室)	写 し	H20.5.26	平成20年5月2日付け情報公開第01104号で行った決定を平成20年5月26日付け通知書で変更したのは、文書525に関する決定のみであること。
乙第2号証 の1	平成20年5月9日付け情報公開第00860号 行政文書の開示請求に係る決定について(通知) (情報公開室)	写 し	H20.5.9	平成20年5月9日付け情報公開第00860号で行った決定を平成20年5月26日付け通知書で変更したのは、文書687に関する決定のみであること。
乙第2号証 の2	平成20年5月26日付け情報公開第00860号 行政文書の開示請求に係る決定の変更について(通知) (情報公開室)	写 し	H20.5.26	平成20年5月9日付け情報公開第00860号で行った決定を平成20年5月26日付け通知書で変更したのは、文書687に関する決定のみであること。
乙第3号証 の1	平成20年5月9日付け情報公開第01081号	写 し	H20.5.9	平成20年5月9日付け情報公開第01081号で行った決定を平成20年5月26日付け通知書で変更したの

	行政文書の開示請求に係る決定について(通知) (情報公開室)			は、文書693に関する決定のみであること。
乙第3号証 の2	平成20年5月26日付け情報公開第01081号行政文書の開示請求に係る決定の変更について(通知) (情報公開室)	写し	H20.5.26	平成20年5月9日付け情報公開第01081号で行った決定を平成20年5月26日付け通知書で変更したのは、文書693に関する決定のみであること。
乙第4号証 の1	平成20年5月9日付け情報公開第01144号行政文書の開示請求に係る決定について(通知) (情報公開室)	写し	H20.5.9	平成20年5月9日付け情報公開第01144号で行った決定を平成20年5月26日付け通知書で変更したのは、文書1518に関する決定のみであること。
乙第4号証 の2	平成20年5月26日付け情報公開第01144号行政文書の開示請求に係る決定の変更について(通知) (情報公開室)	写し	H20.5.26	平成20年5月9日付け情報公開第01144号で行った決定を平成20年5月26日付け通知書で変更したのは、文書1518に関する決定のみであること。
乙第5号証 の1	平成20年5月9日付け情報公開第01148号行政文書の開示請求に係る決定について(通知) (情報公開室)	写し	H20.5.9	平成20年5月9日付け情報公開第01148号で行った決定を平成20年5月26日付け通知書で変更したのは、文書1594に関する決定のみであること。
乙第5号証 の2	平成20年5月26日付け情報公開第01148号行政文書の開示請求に係る決定の変更について(通知) (情報公開室)	写し	H20.5.26	平成20年5月9日付け情報公開第01148号で行った決定を平成20年5月26日付け通知書で変更したのは、文書1594に関する決定のみであること。
乙第6号証	平成20年7月7	写	H20.7.7	平成20年(2008年)6月10日

	日付け情報公開第 01810号 補正命令書 (情報公開室)	し		付けで提出された異議申立書に関して、平成20年7月7日付けで補正を命じたこと。
乙第7号証	平成20年(2008年)8月29日付け 異議申立書への補充 (異議申立人総代 吉澤文寿, 代理人 弁護士東澤靖)	写し	H20.8.29	原告らより、平成20年(2008年)8月29日付けで異議申立書への補充が行われたこと。
乙第8号証	平成20年(2008年)6月10日付け 異議申立書(平成 20年(2008年)8月28日訂 正) (異議申立人総代 吉澤文寿)	写し	H20.8.28	原告らより、平成20年(2008年)8月28日付けで訂正された異議申立書が提出されたこと。
乙第9号証	平成20年(2008年)8月5日 付け 委任状 (異議申立人総代 吉澤文寿)	写し	H20.8.5	吉澤文寿が、平成20年(2008年)8月5日付けで代理人を指定し、同代理人に委任を行ったこと。